⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」においてA、B又はCの等級で格付されている者であること。
⑷　農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒305―8601 茨城県つくば市観音台２―１―９　農林水産技術会議事務局筑波事務所総務課用度係　小野　任博　電話029―838―7217
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の場所にて交付する。
⑶　入札、開札の日時及び場所　平成26年11月17日11時（郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限は、平成26年11月14日17時）農林水産技術会議事務局筑波事務所本館入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加申請書を作成し、平成26年11月10日17時までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達内容を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuo Ishigami Director General of Tsukuba Office, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Journal 1 Unit
⑷　Delivery period : 27 February, 2016
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,
③　have Grade A, B or C in terms of the qualification “Sales of product” for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year, 2013, 2014 and 2015,
④　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc,
⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Time limit for tender : 11 : 00　17 November, 2014. (tenders submitted by mail : 17 : 00　14 November, 2014)
⑻　Contact point for the notice : Takahiro Ono, Procurement Section, Accounting Division, Tsukuba Office, Agriculture, Forestry and Fisheries Research Council Secretariat, 2―1―9 Kannondai Tsukuba City Ibaraki-Prefecture 305―8601 Japan. TEL 029―838―7217

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年９月18日
分任支出負担行為担当官　関東地方整備局
常陸河川国道事務所長　水島　徹治
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08
1　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　調達件名及び数量　常陸河川国道事務所管内で使用する電気（電子入札対象案件）①契約電力259kW　予定使用電力量860,631kWh　②契約電力24kW　予定使用電力量87,715kWh　③契約電力118kW　予定使用電力量43,886kWh
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書による。
⑷　使用期間　平成27年３月１日から平成28年２月29日まで。
⑸　需要場所　①茨城県水戸市千波町1962―２　②茨城県水戸市千波町地先　③茨城県つくば市市之台17―３
上記納入場所の詳細は入札説明書による。
⑹　入札方法　入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力料金単価）を根拠とし、あらかじめ当局が別途提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の使用期間に対する総額を入札金額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含めて見積もった金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
⑺　電子入札システムの利用　本案件は、競争参加資格の確認のための証明書等（以下「証明書等」）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26・27年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」で、Ａ又はＢの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお「競争参加者の資格に関する公示」（平成26年３月28日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき⑵の競争参加資格を継続する為に必要な手続をおこなった者は除く。）でないこと。
⑷　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑸　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑹　入札説明書の交付を直接受けた者であること。
⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑻　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届け出を行っている者であること。